

被 処 分 者	認 定 証 番 号	三重県公安委員会 第 191 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	国土代行
	主たる営業所が所在する市区町村	三重郡菰野町
処 分 年 月 日		令和6年1月15日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		被処分者は、令和5年11月14日に随伴用自動車を変更したにもかかわらず、10日以内に変更届を行わなかったもの。
根 拠 法 令		法第22条第1項
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会